
プロジェクト 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

項目 制度対象事業者が保有する排出枠及び負債の会計処理

本資料の目的

1. 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して、「排出量取引制度に係る会計上の取扱い」が当委員会の新規テーマとして提言され、第 553 回企業会計基準委員会（2025 年 8 月 12 日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会で検討を行うことが了承された。
2. 第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）及び第 174 回実務対応専門委員会（2025 年 12 月 23 日開催）では、2025 年 6 月に公布された「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）の改正に基づき、2026 年 4 月 1 日より施行予定の排出量取引制度（以下「GX 推進法に基づく排出量取引制度」という。）における制度対象事業者¹の会計処理の検討を本プロジェクトの範囲とし、当該検討にあたっては制度対象事業者が事業投資²として排出枠を保有することを前提とする考え方を示した。
3. また、第 566 回企業会計基準委員会及び第 174 回実務対応専門委員会では、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の負債の考え方について、次のように整理することをお示しした。
 - (1) 制度対象事業者の実質的な負担を適切に表す観点から、制度対象事業者にとって GX 推進法上の義務を履行するために追加の現金支出が必要となる部分について引当金として負債を計上することを原則的な考え方とする。
 - (2) 負債の認識及び測定のための具体的な要件は、GX 推進法に基づく排出量取引制度に即した定めとする。
4. 本資料は、GX 推進法に基づく排出量取引制度に係る制度対象事業者の会計上の取扱いに関して、次の検討を行うことを目的としている。

¹ 事業活動に伴う二酸化炭素の年度平均排出量が 10 万トン以上である事業者が GX 推進法に基づく排出量取引制度の義務の対象者となる（GX 推進法第 33 条）。

² 事業投資については本資料第 8 項から第 9 項参照。

- (1) GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠³の特徴
- (2) GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠は資産に該当するか
- (3) GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の保有目的
- (4) GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の資産計上（ディスカッション・ポイント 1）
- (5) 制度対象事業者の負債の計上（ディスカッション・ポイント 2）
- (6) GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の会計上の取扱い: 事後の測定（ディスカッション・ポイント 3）
- (7) GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の払出し（ディスカッション・ポイント 4）

GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠の特徴

5. GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠は、排出実績量に相当する排出枠の保有義務（GX 推進法第 36 条第 3 項）を充足する手段とされているとともに、当該排出枠を保有する者の中で取引の対象とすることができる（GX 推進法第 38 条）とされており、2027 年秋頃に当該取引を実施するための市場の開設が予定されている⁴。このことから、GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠には、次のような特徴があると考えられる。
 - (1) 制度対象事業者に課された排出枠の保有義務の充足に使用可能である。
 - (2) 市場での売却による処分が可能である。

GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠は資産に該当するか

6. 我が国の会計基準では、資産の定義は明示的に定められていないが、将来の経済的便益の流入又は将来の経済的資源の流出の削減をもたらす蓋然性が高い項目について会計上の資産として考えられることから、本資料第 5 項で識別した(1)及び(2)の排出枠の特徴

³ 本資料において「排出枠」とは、GX 推進法に基づく排出量取引制度の脱炭素成長型投資事業者排出枠（GX 推進法第 32 条第 1 項）を指すものとする。

⁴ 「産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～」(2025 年 12 月 19 日公表) 110 ページ

が、将来の経済的便益の流入又は将来の経済的資源の流出の削減をもたらす可能性があるものかどうかを以下において確認する。

(1) 制度対象事業者に課された排出枠の保有義務の充足に使用可能であること

GX 推進法に基づく排出量削減の規制遵守の枠組みの下、制度対象事業者は排出実績量に相当する排出枠に不足がある場合には追加で排出枠を調達するか又は未償却相当負担金を支払う必要がある。制度対象事業者は、排出枠を保有することにより、追加の排出枠の調達又は未償却相当負担金の支払を回避できると考えられるため、当該排出枠には将来の経済的資源の流出の削減をもたらす可能性があるものと考えられる。

(2) 市場での売却による処分が可能であること

GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠は、市場取引又は第三者との取引での売却により換金可能であるため、当該排出枠は将来の経済的便益の流入をもたらす可能性があるものと考えられる。

7. したがって、GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠の特徴は、将来の経済的便益の流入又は将来の経済的資源の流出の削減をもたらす可能性があり、当該特徴は GX 推進法の規定に基づくものでその蓋然性は高いと考えられることから、排出枠は会計上の資産に該当するものと考えられる。

GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の保有目的

8. 事業投資とは、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的にした投資（そのために用いられている資産や負債）であり、もっぱら市場価格の変動によって利益を獲得することを目的にした金融投資とは区別される。

ここで、実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」2(1)では、「企業の投資は、一般に金融投資と事業投資に大別される（この点については、金融商品会計基準第 64 項から第 90 項、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」六 を参照のこと。）。金融投資とは、売買目的有価証券のように時価の変動により利益を得ることを目的としており、売買市場が整備され、また、売却することについて事業遂行上の制約がないものである。このような金融投資は、時価の変動が事前に期待した成果に対応する事実と考えられるため、時価評価と時価の変動に基づく損益認識が意味を持つものとされる。他方、事業投資とは、売却することについて事業遂行上の制約があ

- り、また、事前に期待される成果が時価の変動よりもその後に生ずる資金の獲得であるため、その事実を待って投資の実績を把握することが適当である。」とされている。
9. GX 推進法に基づく排出量取引制度においては、制度対象事業者である企業は、事業活動に伴う二酸化炭素の排出によって制度対象事業者該当し、GX 推進法に基づく排出枠の保有義務の充足が求められる。前項にあてはめた場合、制度対象事業者は対象である限り排出枠の保有義務から免れられるものではなく、そのような観点からは制度対象事業者が保有する排出枠の売却には事業遂行上の制約が課されていると考えられる。したがって、制度対象事業者が取得した排出枠は、事業投資に該当すると考えられる。
 10. 以下の分析では、制度対象事業者が保有する排出枠の会計処理について、事業投資として取得原価を基礎とした会計処理を行うものとして検討する。

GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の資産計上

(無償割当の排出枠の認識)

無償割当の排出枠の認識の要否

11. 制度対象事業者が GX 推進法に基づく排出量取引制度の排出枠を取得する方法としては、制度対象事業者の届出に基づく国からの無償での割当てと、市場取引又は第三者との取引を通じた購入とがあり (GX 推進法第 34 条及び第 38 条)、いずれの方法で取得した排出枠であっても GX 推進法上の保有及び売却に関する取扱いは区別されていない。そのため、本資料第 5 項で分析した排出枠の特徴が異なることはないと考えられ、ともに会計上の資産に該当するものと考えられる。
12. しかしながら、制度対象事業者の届出に基づき国から無償で割り当てられた排出枠 (以下「無償割当の排出枠」という。) は、制度対象事業者が算定した割当年度の排出目標量の届出に基づき排出枠の保有義務を充足する目的で割り当てられるものであり、法的義務の有無にかかわらず市場から購入可能な排出枠⁵とは性質が異なるものとも考えられる。
13. この点、制度対象事業者が無償割当の排出枠の量を超えて排出を行う部分について、経済的資源の流出が生じるものとして負債を認識する考え方を前提とした場合には、無償割当の排出枠について、市場取引等を通じて購入した排出枠 (以下「購入した排出枠」と

⁵ 「産業構造審議会 排出量取引制度小委員会 中間整理～排出枠の割当ての実施指針等に関する事項～」(2025 年 12 月 19 日公表) 110 ページ。制度対象事業者ではない一部の取引業者についても取引参加者として想定されているが、詳細は今後定められる予定である。

いう。)と同様に資産を計上すべきかどうかについて、次のように異なる考え方があるものと考えられる。

(案1) 無償割当の排出枠は、制度対象事業者の排出枠の保有義務と一体として付与されるものであることから、資産を認識しない。

(案2) 無償割当の排出枠は、市場取引での売却により換金可能であることから資産を認識するものの、無償で取得しているため、取得原価であるゼロで測定する。

(案1)

14. (案1) は、GX 推進法における排出枠の保有義務及び排出枠の償却 (GX 推進法第 37 条) に関して、制度対象事業者が無償で割り当てられた排出枠を用いることによる義務の履行が想定されていると考えられる制度の趣旨を踏まえ、未だ履行されていない法的義務と一体として付与される排出枠は資産を認識しないとする考え方である。この考え方は、制度対象事業者が無償割当の排出枠の量を超えて排出を行う部分について、追加的な経済的資源の流出が生じるものとして負債を計上する考え方と整合するものと考えられる。
15. また、無償割当の排出枠は、排出枠を保有する者の間で取引の対象とすることができる (GX 推進法第 38 条) とされているものの、制度対象事業者は排出枠の保有義務から免れられるわけではない。例えば、制度対象事業者が割当年度の途中で無償割当の排出枠を売却し、割当年度の末日時点において排出実績量に対して保有する排出枠の量に不足が発生した場合には、制度対象事業者は不足の排出枠を追加で調達する必要があると考えられる。この点、排出枠の割当は、過去の実績等に基づき制度対象事業者が算定した割当年度の排出目標量の届出に基づいて行われることから、制度対象事業者の事業に重大な変化がない限り、期中に売却した無償割当の排出枠の一部又は全部に相当する量の排出枠を市場から調達せざるを得なくなる可能性は相当程度高いものと考えられる。
16. 一方で、GX 推進法においては無償割当の排出枠に特有の売却に関する制限が設けられていないにもかかわらず、会計上の資産である無償割当の排出枠を認識しないことは、有償で購入した排出枠の会計処理との整合性がないものと考えられる。

(案2)

17. (案2) は、GX 推進法においては無償割当の排出枠に特有の売却に関する制限が設けられていないことから、市場から有償で購入した排出枠と区別なく、無償割当の排出枠についても資産を認識するものの、無償で取得しているため、取得原価であるゼロで測定する考え方である。この考え方は、有償か無償かにかかわらず取得した会計上の資産を認識するという観点からは一貫する。

18. また、無償割当の排出枠は、制度対象事業者は排出枠の保有義務がある中でも、排出枠を保有する者の間で取引の対象とすることができるかとされている。制度対象事業者が割当年度の途中で無償割当の排出枠を売却し、割当年度の末日時点において排出実績量に対して保有する排出枠の量に不足が発生した場合には、制度対象事業者は不足の排出枠を追加で調達する必要があると考えられる。しかしながら、排出枠の調達取引は制度対象事業者の経済的意思決定に基づいて判断されるものであり、期中に売却した無償割当の排出枠の一部又は全部に相当する量の排出枠を市場から調達せざるを得なくなる可能性が相当程度高いこととは直接関連するものではないと考えられる。
19. 一方で、制度対象事業者は排出枠の保有義務から免れられるわけではないことを考慮すると、前項の分析は未だ履行されていない法的義務と一体で無償割当の排出枠が付与されている事実とは整合しないと考えられる。(案2)によった場合の無償割当された排出枠についての資産を認識することは、無償割当の排出枠の量を超えて排出を行う部分について追加的な経済的資源の流出が生じるものとして負債を認識する考え方との直接の関連性はないものと考えられる。
20. なお、(案2)を採用した場合、無償で付与された資産の相手勘定が負債となるのか収益となるのかについて論点があると考えられるが、資産をゼロで測定するため相手勘定が負債であっても収益であってもゼロで測定することとなり、(案1)と会計処理においては同じとなる。

事務局の提案

21. 以上の分析から、(案2)で無償割当の排出枠を認識したうえで取得原価ゼロとすることは、有償か無償かにかかわらず取得した会計上の資産を計上する観点からは一貫しているが、無償割当の排出枠が未だ履行されていない法的義務と一体で付与されている事実とは整合しないものと考えられる。今般の会計処理の検討が、制度対象事業者にとって追加の現金支出が必要となる部分について引当金として負債を計上することを原則的な考え方とした実務上の取扱いの決定を目標とする観点からは、(案1)のとおり未だ履行されていない法的義務と一体としての無償割当である制度の特性を踏まえ、無償割当の排出枠について資産として認識しないとすることが適切と考えられる。

なお、前項に記載のとおり、(案1)と(案2)のいずれの案を採用した場合であっても計上額はゼロとなるため、結果的に会計処理される金額に与える影響はないものと考えられる。

ディスカッション・ポイント 1

本資料第 11 項から第 20 項に記載した無償割当の排出枠についての資産の認識に関する分析及び前項に記載した事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

(排出枠の認識時点)

22. GX 推進法においては、排出枠の取得について以下の手続が定められている。

- (1) 排出枠口座簿は、国が作成する口座簿であり、排出枠の取得、保有及び移転のために法人等保有口座（内国法人等が自己のために排出枠の管理を行うための口座）が開設される（GX 推進法第 45 条）。
- (2) 排出枠の帰属は、排出枠口座簿の記録により定まる（GX 推進法第 46 条）。
- (3) 排出枠の譲渡は、振替によって譲受人の口座に排出枠の増加の記録を受けることにより効力が生じる（GX 推進法第 51 条）。排出枠の無償割当は、法人等保有口座に排出枠の増加が記録されることにより行われる（GX 推進法第 34 条第 3 項）。

23. 前項の手続を考慮すると、排出枠を資産として計上する場合の具体的な認識時点としては、制度上、前項（3）の排出枠口座簿の制度対象事業者の法人等保有口座に排出枠の増加が記録された時点とすることが考えられる。

(排出枠の取得当初の測定)

24. 排出枠は、購入代金（該当がある場合には付随費用を含む。）により算定された取得原価によって測定することが考えられる。この点、本資料第 13 項で（案 2）を選択した場合、制度対象事業者が無償で割り当てられたことにより取得した排出枠についても、取得原価であるゼロで測定すると整理することとなると考えられる。

制度対象事業者の負債の計上

(引当金の計上要件)

25. 我が国では、引当金の計上要件が企業会計原則注解（注 18）（以下「注解 18」という。）に示されており、次の項目とされている⁶。
- (1) 将来の特定の費用又は損失であること
 - (2) その発生が当期以前の事象に起因すること
 - (3) 発生の可能性が高いこと
 - (4) その金額を合理的に見積ることができること
26. 他の会計基準で会計処理が定められていない引当金の具体的な計上要件は、一般に注解 18 及び当該引当金の性質等を踏まえた実務上の判断に委ねられているものと考えられる。この点、本プロジェクトの範囲に含まれる負債の計上要件については、実務において大きく多様性が生じることがないように、GX 推進法に基づく排出量取引制度に係る制度対象事業者の負債の会計処理として、注解 18 に即してより具体的な指針を定めることを検討することが考えられる。
27. 次項以降では、GX 推進法に基づく排出量取引制度に係る制度対象事業者の負債について、注解 18 における要件がどのように該当しうるのかを分析し、より具体的な指針を定める必要がある論点について検討する。

(将来の特定の費用又は損失であること)

28. 本資料第 25 項(1)の要件に関して、制度対象事業者は割当年度（決算月にかかわらず毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日）に係る排出実績量に相当する排出枠の量を割当年度の翌年度の 1 月 31 日（以下「償却日」という。）において保有しておくべきところ、排出枠が不足する場合には、追加で排出枠を調達するか又は償却日後に未償却相当負担金を支払わなければならないとされている（GX 推進法第 36 条第 3 項及び第 41 条）。このため、排出枠の不足が発生することにより将来において排出枠の追加の調達又は未償却相当負担金について支払う必要がある場合、当該支払いは「将来の特定の費用又は損失」に該当するものと考えられる。

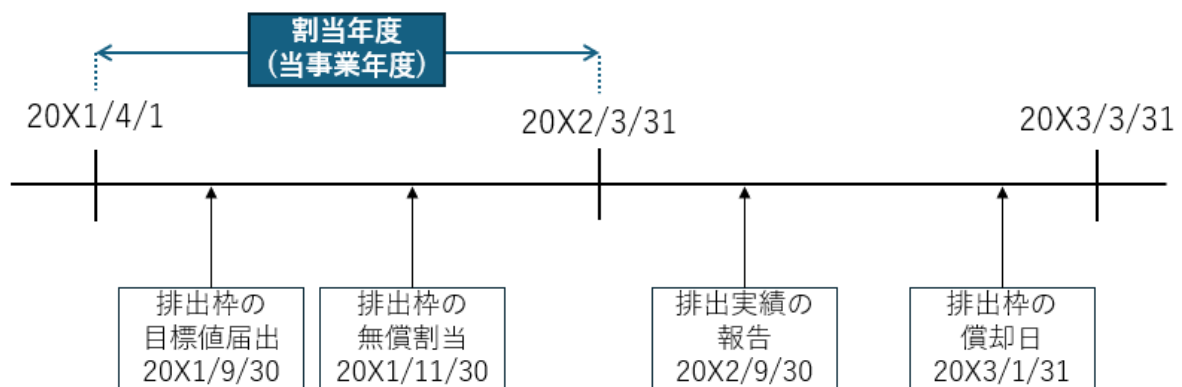
⁶ 注解 18 では「将来の特定の費用又は損失であつて、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。」とされている。

(発生が当期以前の事象に起因すること)

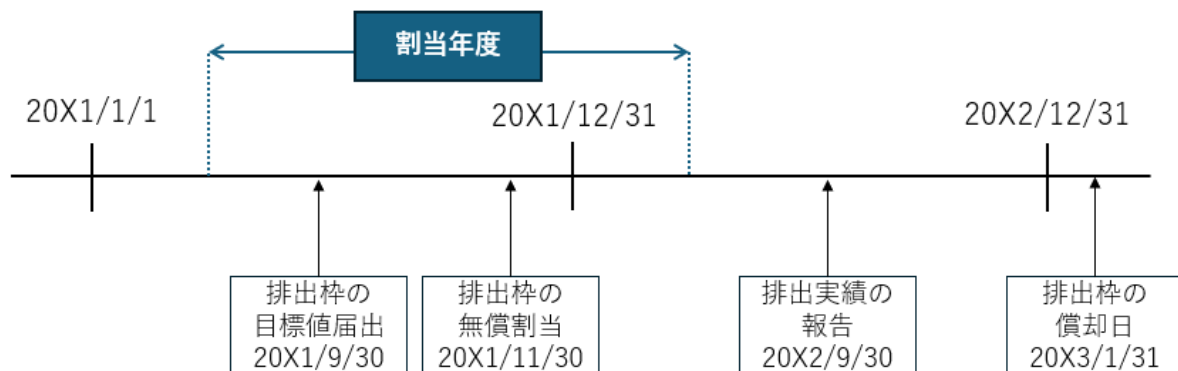
29. 本資料第 25 項(2)の要件に関して、企業が制度対象事業者⁷に該当し、割当年度において GX 推進法に基づく排出量取引制度の算定対象となるガスの排出を行っている場合には、前項の排出枠の追加の調達又は未償却相当負担金の発生が当期以前の事象に起因しているものと考えられる。

(図) GX 推進法に基づく排出量取引制度のスケジュール⁷

(3月決算会社の場合)



(12月決算会社の場合)



⁷ 2026年1月16日に公表されたパブリック・コメントの対象である「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律施行規則」(案)に基づく内容である。

(発生の可能性が高いこと)

30. 本資料第 25 項(3)の要件に関して、割当年度の末日時点における排出実績量が無償で割り当てられた排出枠の量を超過することにより排出枠の不足が発生する可能性が高く、排出枠の追加の調達又は未償却相当負担金の支払いが発生する可能性が高いと見込まれる場合には、該当するものと考えられる。
31. このため、制度対象事業者の割当年度の排出実績量が当該制度対象事業者は無償で割り当てられた排出枠の量を超過する可能性が高くなった場合には該当することとなり、例えば割当年度において無償で割り当てられた排出量が、割当年度の末日時点において十分ではない可能性が高いことが期初から見込まれる場合には、割当年度の初日においても負債の計上が必要となる可能性があると考えられる。
32. なお、注解 18 では「可能性が高い」について具体的な蓋然性の基準値は示されていないが、実務上は発生の可能性について相対的に高い閾値に基づき判断がなされているものと考えられる。

(金額を合理的に見積ることができること)**無償割当の排出枠のみを保有する場合**

33. 本資料第 25 項(4)の要件に関して、無償割当の排出枠を超えて追加の現金支出が必要となる部分について、排出枠の追加の調達額又は未償却相当負担金の支払額を合理的に見積ることができる場合には、該当するものと考えられる。
34. 未償却相当負担金は、排出実績量に相当する量の排出枠に対して未償却となっている排出枠の量（未償却量）に、参考上限取引価格⁸を乗じて得た額に 1.1 を乗じて得た額として算定することが定められている（GX 推進法第 41 条）。一方で、排出枠の追加の調達額は、割当年度の末日時点の排出実績量が無償割当の排出枠の量を超える部分について排出枠の不足分として市場取引等により調達することが考えられることから、当該排出枠の不足分に市場取引等における観察可能な取引価格を乗じて得た額により見積ることになると考えられる。
35. この点、排出枠の不足分を市場取引等により調達する場合には、参考上限取引価格に 1.1 を乗じた金額を下回る金額で調達することが可能であり、未償却相当負担金を支払う場

⁸ 排出枠の取引価格についてその上限の算定の基礎となる価格であり、経済産業大臣が毎年度定めるとされている（GX 推進法第 39 条）。

合よりも少ない金額となるため、経済合理性の観点からは制度対象事業者は排出枠を追加で調達することを選択するものと考えられる。

36. したがって、無償割当の排出枠を超えて追加の現金支出が必要となる部分について負債として計上すべき金額は、排出枠の不足が見込まれる量（割当年度の末日時点の排出実績量（見込み）が無償割当の排出枠の量を超える部分）に、負債の計上日時点における市場取引等における観察可能な取引価格を乗じることにより算定可能と考えられる。この点、追加の負担を負債として適切に描写する観点からは、割当年度の末日時点における先物・先渡取引価格を見込んで乗じること考えられうるが、会計期間の末日から割当年度の末日までの期間は最長でも1年程度であることから、それらを考慮する定めを置く必要はないものと考えられる。
37. なお、年度の会計期間の末日を待たずして負債を計上した場合、年度の会計期間の末日においては同日の市場取引等における観察可能な取引価格に計上し直すこととなり、従前の帳簿価額との差額は損益として計上することとなるものと考えられる。また、3月決算会社以外で割当年度の末日と年度の会計期間の末日が異なる場合であっても、月割計算等を行うことなく、割当年度末の末日に不足することが見込まれる量に、年度の会計期間の末日の市場取引等における観察可能な取引価格を乗じた額を負債として計上する必要があるものと考えられる。

無償割当の排出枠に加えて購入した排出枠を保有する場合

38. 制度対象事業者が、無償割当の排出枠に加えて購入した排出枠を保有している場合、当該購入した排出枠は負債の決済に充当するために事業投資として保有する考えに基づき、当該排出枠の帳簿価額が負債の金額として合理的な見積りに相当するものと考えられる。したがって、排出枠の不足が見込まれる量（割当年度の末日時点の排出実績量（見込み）が無償割当の排出枠の量を超える部分）のうち、既に購入した排出枠の量に対応する部分については、購入した排出枠の帳簿価額を用いて負債を測定することが考えられる。
39. 無償割当の排出枠に加えて購入した排出枠の量を超える排出枠の不足分については、無償割当の排出枠のみを保有する場合と同様に、負債の計上日時点における市場取引等における観察可能な取引価格を乗じることにより測定することになると考えられる。
40. このため、無償割当の排出枠に加えて購入した排出枠を保有している場合には、前々項及び前項で算定した額の合計額が、制度対象事業者の負債として算定されることとなると考えられる。

ディスカッション・ポイント 2

第 25 項から前項までに記載した、制度対象事業者の負債の計上に関する事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の会計上の取扱い：事後の測定**(購入した排出枠の事後の測定)**

41. 第 10 項に記載のとおり、本プロジェクトにおいては、制度対象事業者が保有する排出枠の会計処理について、事業投資として取得原価を基礎とした会計処理として検討する。排出枠を事業投資として会計処理する場合、事前に期待される成果が時価の変動よりもその後生ずる資金の獲得であるため、事後の測定についてもその事実が生じるまでは時価に基づく評価替えは行わないこととなるものと考えられる。また、排出枠は、無形資産につき物理的な劣化がなく、本制度においては一種の通貨のように扱われるため貯蔵品的な性格を有すると考えられることから、減価償却を行わないことが考えられる。
42. この点につき、事業投資であっても排出枠の市場価格が一定程度下落した場合には、事業用の固定資産の減損や通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げを要求する他の会計基準との整合性の観点から、排出枠の帳簿価額を減額すべきとの考え方もある。ここでは、排出枠の市場価格が一定程度下落した場合の帳簿価額の減額の可否について検討する。

(案 1) 制度対象事業者が事業投資として保有することを前提とすれば、保有する排出枠は換金されず、制度上定められた排出枠の保有義務の充足に用いられる。このため、市場価格が一定程度下落した場合でも帳簿価額の減額は不要である。

(案 2) 制度対象事業者が事業投資として保有することを前提としても、排出枠の市場価格が一定程度下落した場合には、保有する排出枠の帳簿価額を減額する必要がある。

(案 1) 市場価格が一定程度下落した場合でも帳簿価額の減額は不要とする考え方

43. (案 1) は、制度対象事業者が保有する排出枠の特徴のうち、制度対象事業者に課された排出枠の保有義務の充足への使用可能性をより重視する考え方であり、売却による処分が可能であっても最終的に GX 推進法上の保有義務の充足に用いるのであれば、排出枠の事後の評価替えは不要とする考え方である。

44. この方法による場合、排出枠の購入時よりも測定日時点の市場価格の方が下落している場合であっても、排出枠の評価替えが行われることはない。制度対象事業者が保有義務の充足のために排出枠を保有することを前提とする場合、売却による換金が行われることはない排出枠の市場価格の下落に応じた損失を認識することは、排出枠を最終的に保有義務の充足のために保有することとは整合しないものと考えられる。
45. また、本資料第 38 項で記載したとおり、無償割当の排出枠に加えて購入した排出枠を保有する場合の負債の測定においては、排出枠の不足が見込まれる量（割当年度の末日時点の排出実績量（見込み）が無償割当の排出枠の量を超える部分）のうち、既に購入した排出枠の量に対応する部分については、購入した排出枠の帳簿価額を用いて負債を測定することが考えられる。この点、（案 1）では購入した排出枠の事後の評価替えを行わないため、既に購入した排出枠の量に対応する部分の負債の測定においても評価替えを行わない排出枠の帳簿価額での測定が継続されることになると考えられる。
46. 一方で、制度対象事業者であっても購入した排出枠を市場で売却する可能性があることを踏まえれば、市場価格の一定程度の下落に応じて排出枠の帳簿価額の減額を行わないことは適切ではなく、仮に排出枠の保有義務の充足に用いるとしても減額を行わないことは、資産の事後の測定として適切ではないとの考え方もある。また、負債の金額についても、下落している直近の市場価格を反映していないことは測定値として適切ではないとの考え方もある。

（案 2）市場価格が一定程度下落した場合には帳簿価額の減額を必要とする考え方

47. （案 2）は、事業用の固定資産の減損や通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げの考え方と整合的であり、事業投資として保有する資産の評価における一般的な会計処理の考え方を反映するものと考えられる。また、制度対象事業者が保有する排出枠を最終的に保有義務の充足に用いる前提とした場合であっても、現実には市場での売却による処分も可能であることから、排出枠の事後測定に一定程度下落した市場価格を反映することは会計処理として適切であると考えられる。
48. また、本資料第 45 項で記載した点と同様に負債の測定について検討した場合、（案 2）によれば、購入した排出枠の帳簿価額の減額により当該減額した金額が損失として計上されるとともに、既に購入した排出枠の量に対応する部分の負債が減額した排出枠の帳簿価額で測定されることになると考えられる。この点、（案 2）によった場合は、負債の金額が下落している直近の市場価格を反映することとなる。
49. 一方で、制度対象事業者が保有する排出枠を最終的に保有義務の充足に用いる前提を重視すれば、事業投資の成果を表さない時点での評価替えは不要であり、したがって排出

枠の帳簿価額の減額は不要とする考え方もある。また、換金化されないにもかかわらず、一定程度下落した市場価格を排出枠及び対応する負債の帳簿価額に反映する手続は煩雑であるとの考え方もある。

事務局の提案

50. 以上の分析から、(案2)について事業投資として保有する資産の評価における一般的な会計処理の考え方とは整合するものの、制度対象事業者が排出枠を最終的に制度上の保有義務の充足に用いる前提を重視する点、及び換金化されないにもかかわらず排出枠の市場価格の下落を排出枠及び負債の事後測定に反映することの必要性や煩雑さを考慮すれば、それらの前提とより整合的な(案1)によることが適当と考えられる。

ディスカッション・ポイント3

本資料第41項から第49項までに記載した、購入した排出枠の事後の測定に関する事務局の分析及び前項に記載した事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の払出し

(排出枠の確定及び償却)

制度上の確定及び償却の手続

51. GX 推進法に基づく排出量取引制度においては、制度対象事業者は割当年度の翌年度において、割当年度の排出実績量を国に報告し (GX 推進法第35条)、当該報告を行った制度対象事業者に対して、国は排出実績量に相当する排出枠の量の通知を行うとされている (GX 推進法第36条第1項)。制度対象事業者は国から通知された量の排出枠を償却日にその法人等保有口座において保有しなければならないとされている (GX 推進法第36条第3項)。
52. 国は償却日に排出実績量に相当する量の排出枠を償却 (排出枠口座簿における制度対象事業者の法人等保有口座において保有する排出枠の量の範囲内で、排出枠についての減少の記録をすることにより、当該排出枠を消滅させること) をするとされている (GX 推進法第37条)。

償却に係る会計上の取扱い

53. 償却に係る会計上の取扱いは、本資料第 13 項で検討した排出枠の資産計上の考え方によって結果的に影響を受ける。すなわち、
- (1) 無償割当の排出枠について、制度対象事業者の排出枠の保有義務と一体として付与されるものであることから資産を認識しない会計処理とした場合（本資料第 13 項の案 1）、償却についても無償割当の排出枠を超過する場合に会計処理を行う。
 - (2) 無償割当の排出枠について、市場から購入した排出枠と整合的に取得原価ゼロの資産を認識する会計処理とした場合（本資料第 13 項の案 2）、償却についても無償割当か市場購入かにかかわらず会計処理を行う。
54. 第 51 項に記載のとおり、制度対象事業者が国から排出枠の量を通知された時点で、前項 (1) では無償割当分を差し引いた後に不足する排出枠に相当する金額が確定負債となる会計処理となり、前項 (2) では排出枠の総量に相当する金額が確定負債となる会計処理となる。いずれの場合でも、引当金として計上していた金額が確定負債となる。また、確定負債は償却日時点で排出枠と相殺することとなる。
55. 他方、保有する排出枠が通知された排出枠の量を超過する場合には、前々項 (1) では市場購入分を差し引いた後でも余剰となる排出枠があれば、相当する排出枠は通知日時点で偶発資産から資産となり、市場取引等で観察可能な取引価格に基づき資産計上され相手勘定は収益となる。これに対し前々項 (2) では、排出枠は取得原価ベースで資産計上され続けるか、あるいは通知日時点の市場取引等で観察可能な取引価格に基づき資産計上され相手勘定は収益となる。いずれの場合でも、保有する排出枠に見合いの負債は償却日時点で排出枠と相殺する。
56. 本資料第 21 項の事務局提案どおり（案 1）を採用した場合には、償却についても前々項 (1) 及び前項 (1) の会計処理となる。

会計上の払出しの優先順位

57. GX 推進法では排出枠の償却における排出枠の払出しについて無償割当の排出枠と購入した排出枠の区別を行っていないが、会計上の取扱いの決定においては売却時や償却時の会計処理に影響するため、排出枠の払出しの順序について決定しておく必要がある。
58. この点、無償割当の排出枠は、GX 推進法における排出枠の保有義務及び排出枠の償却に関して、制度対象事業者が国に引き渡すことにより義務を履行することが想定されていると考えられる。無償割当の排出枠が先に払い出されるとみなす考え方は制度の趣旨と整合しており、今般検討を行っている制度対象事業者が無償割当の排出枠の量を超えて

排出を行う部分について経済的資源の流出が生じるものとして負債を認識する原則的な考え方も整合すると考えられる。

59. したがって、償却の場合には無償割当の排出枠から先に充当することが、会計上の取扱いとして考えられる。無償割当の排出枠をすべて充当し、さらに償却のために購入した排出枠の払出しが必要となる場合、購入した排出枠の払出しの方法については、先入先出法や総平均法、移動平均法など制度対象事業者があらかじめ定めた会計方針に従うことが考えられる。

(排出枠の売却)

制度上の売却の手続

60. 排出枠の譲渡は、排出枠口座簿において排出枠の減少又は増加の記録を行うことによる排出枠の振替が行われ、当該振替によって譲受人の口座に排出枠の増加の記録を受けることにより効力が生じるとされている（GX 推進法第 50 条及び第 51 条）。なお、排出枠の取引の機会の提供（排出枠取引市場の設置及び運営等）は脱炭素成長型経済構造移行推進機構の業務とされており、売買取引の手続の詳細については現在検討中とされている。

会計上の払出しの優先順位

61. 制度対象事業者が無償割当の排出枠と市場から購入した排出枠の双方を保有する場合、第 58 項と整合的に、無償割当の排出枠は排出枠の保有義務への充当を優先することを仮定し、売却の場合には購入した排出枠から先に払出しとすることが会計上の取扱いとして考えられる。この場合、購入した排出枠の払出しの方法については、先入先出法や総平均法、移動平均法など制度対象事業者があらかじめ定めた会計方針に従うことが考えられる。

購入した排出枠を売却した場合の会計上の取扱い

62. 制度対象事業者が、購入した排出枠を市場で売却した場合には、売却の会計処理を行う。すなわち、資産として計上した排出枠の認識を中止し、売却による入金額との資産の帳簿価額との差額を損益として認識する。

無償割当の排出枠を売却した場合の会計上の取扱い

63. 無償割当の排出枠は、排出枠を保有する者の間で取引の対象とすることができる（GX 推進法第 38 条）とされているものの、制度対象事業者は排出枠の保有義務から免れられるわけではない。制度対象事業者が割当年度の途中で無償割当の排出枠を売却し、割当年

度の末日時点において排出実績量に対して保有する排出枠の量に不足が発生した場合には、制度対象事業者は不足の排出枠を追加で調達する必要があると考えられる。

64. この点、制度の趣旨に鑑みれば、制度対象事業者が排出枠の保有義務を負い続ける中で、それらの義務に見合いの無償割当の排出枠の売却からは損益を実現させるものではないとも考えられ、仮に無償割当の排出枠を市場で売却したとしても売却損益は認識せず、対価の入金額を負債として計上し、割当年度に対する償却日が到来し保有義務から解放された時点で余剰分を利益として計上することが考えられる。
65. 例えば当初の無償割当分の排出枠の全量を市場で売却し、その後同一の会計期間中に排出枠の保有義務の充足のために同量の排出枠を市場から再度購入した場合には、以下の会計処理となる。
- (1) 売却による入金額は売却益としては認識せず預り金等の負債として計上し、割当年度に対する償却日が到来した時点（通常、会計期間の末日以降となる）で損益に振り替える。後日の市場からの購入分は、取得原価で排出枠として計上する。
 - (2) そのうえで、割当年度の末日に排出枠が不足する可能性が高い部分については、会計期間中において、追加の現金支出が必要となる可能性が高い部分について負債を計上する。

結果として、排出枠の保有義務から解放されたことによる損益が会計期間の末日以降に計上される一方で、追加の現金支出が必要となる部分に対応する費用が会計期間中に計上される結果となるものと考えられる。

ディスカッション・ポイント 4

本資料第 51 項から前項までに記載した、排出枠の払出しの会計処理に関する事務局の分析について、ご意見を伺いたい。

以 上